

## 令和2年5月12日（火曜日）

### ○出席議員（13名）

議長	中川達君	7番	生田勇人君
1番	土屋克之君	8番	恩道正博君
2番	西尾雄次君	9番	北川悦子君
3番	米田一香君	10番	夷藤満君
4番	磯貝幸博君	11番	清水文雄君
5番	小谷一也君	12番	南守雄君
6番	七田満男君		

### ○説明のため出席した者

町長	川口克則君	町民福祉部長 住民課長	福島誠一君
教育長	久下恭功君	町民福祉部住民課担当課長 兼環境管理室長	宮崎重幸君
総務部長	棚田進君	町民福祉部 子育て支援課長	高平紀子君
町民福祉部長	上島恵美君	町民福祉部 保険年金課長	助田有二君
町民福祉部担当部長 (保険年金・福祉担当)	出嶋剛君	町民福祉部保険年金課 担当課長兼福祉課担当課長 (保健センター担当)	山田卓矢君
都市整備部長 兼北部開発推進室長	銭丸弘樹君	町民福祉部 福祉課長	北正樹君
都市整備部担当部長 (企画・地域産業振興担当)	松井賢志君	都市整備部 企画課長	四月朔日松英君
都市整備部担当部長 (上下水道担当)	高橋均君	都市整備部 地域産業振興課長	橋本良君
教育委員会教育部長	上出功君	都市整備部地域産業振興 課長兼観光振興室長	長谷川万里子君
消防本部消防長	高道三春君	都市整備部都市建設課長 兼北部開発推進室長補佐	上前浩和君
総務部総務課長	中川裕一君	都市整備部 上下水道課長	法利康博君
総務部総務課 人事秘書担当課長	吉田真理子君	会計管理者長 兼会計課長	神農孝夫君
総務部財政課長	宮本義治君	教育委員会教育部学校教育課長 兼学校給食共同調理場所長	堀川竜一君
総務部税務課長	北野享君	教育委員会教育部文化スポーツ課長 兼図書館長兼男女共同参画室長	上出勝浩君

消防本部消防次長 重島康人君  
兼 消防署長

○職務のため出席した事務局職員

事務局 局長 田中義勝君      事務局書記 小坂しおり君  
事務局参事兼次長 東 康弘君

○議事日程（第1号）

令和2年5月12日      午後1時開議

日程第1

会議録署名議員の指名について

日程第2

会期の決定について

日程第3

諸般の報告について

日程第4

議案第31号 専決処分の承認を求めることについて

〔令和元年度内灘町一般会計補正予算（第5号）〕

議案第32号 専決処分の承認を求めることについて

〔令和元年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）〕

議案第33号 専決処分の承認を求めることについて

〔令和元年度内灘町新エネルギー事業特別会計補正予算（第2号）〕

議案第34号 専決処分の承認を求めることについて

〔令和元年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）〕

議案第35号 専決処分の承認を求めることについて

〔令和元年度内灘町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）〕

議案第36号 専決処分の承認を求めることについて

〔令和元年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第5号）〕

議案第37号 専決処分の承認を求めることについて

〔内灘町税条例等の一部を改正する条例について〕

議案第38号 専決処分の承認を求めることについて

〔内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について〕

議案第39号 専決処分の承認を求めることについて

〔内灘町介護保険条例の一部を改正する条例について〕

議案第40号 専決処分の承認を求めることについて

〔令和2年度内灘町一般会計補正予算（第1号）〕

議案第41号 令和2年度内灘町一般会計補正予算（第2号）

議案第42号 常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第43号 請負契約の締結について

〔内灘町立小中学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事〕



を行います。

まず、今5月会議に説明のため、説明員として出席するよう地方自治法第121条の規定により要求いたしましたところ、説明のため出席をしている者の職、氏名は別紙説明員一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から令和2年2月分及び3月分の例月出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。



### ○議案の上程

○議長【中川達君】 日程第4、議案第31号専決処分の承認を求めることについて〔令和元年度内灘町一般会計補正予算（第5号）〕から議案第46号財産の取得について〔不織布マスク（50枚入り）12,000箱〕までの16議案を一括して議題といたします。

なお、本5月会議に提出された議案につきましては、お手元に配付してあります議事日程（第1号）に記載のとおりでありますので、ご了承願います。



### ○提案理由の説明

○議長【中川達君】 提出議案に関し、これより町長から提案理由の説明を求めます。川口克則町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 本日ここに、令和2年内灘町議会定例会5月会議が開催されるに当たり、本会議に提出しております本年3月31日に専決処分した令和元年度補正予算及び条例の一部改正並びに、本年4月30日に専決処分した令和2年度一般会計補正予算（第1号）について報告し承認を求める議案のほか、令和2年度一般会計補正予算（第2号）及びその他の議案の提案理由並びにその概要について、ご説明申し上げます。議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存

じます。

さて、世界中で猛威を振るう新型コロナウイルスの感染者数が全世界で400万人を超え、感染は今なお拡大の一途をたどっております。

日本国内におきましても、昨日の時点で1万6,000人を超える感染者数が確認され、亡くなられた方は600人を超えております。

政府は先月、5月6日までを期限として、新型コロナウイルス特別対策措置法に基づく緊急事態宣言を発令し、不要不急の外出の自粛要請やイベントなどの開催制限等を行い、国を挙げて感染の抑制に努めてまいりました。しかしながら、今日4日に、感染者の減少が十分なレベルではないとして、その期限を5月末日まで延長することを決定しました。

特定警戒都道府県に指定された石川県におきましても感染の拡大は深刻な状況で、医療機関等でのクラスター発生などにより多数の方が感染し、人口10万人当たりの感染者数は東京都に次ぐ割合となっております。

現在、未知のウイルスに立ち向かい医療の最前線で日々懸命に治療に携わっておられる医療従事者の皆様や関係各位に、深く感謝と敬意を表します。

こうした中、本町では、緊急事態宣言が発令された先月4日に、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置して今後の対応を協議し、町内での各種会議やイベントの中止及び自粛の方針等を決定しました。また、小中学校の臨時休業等によって生ずる様々な課題の検討を行うとともに、町内全家庭に感染症予防のチラシを配布するなど、啓発活動にも努めているところでございます。

なお、町民の皆様には、外出の自粛や予防対策の励行、行事・イベントの中止・自粛など、感染拡大防止にご協力をいただいておりますことに感謝を申し上げます。

また、小中学校の臨時休業や町内各公共施設の使用制限の延長のほか、様々な業種の休業等により、日常生活における経済的な負担

が増加するとともに、各種制約による精神的な影響も計り知れないものがあると考えております。

町としましても、この経済的負担や影響を少しでも軽減するため、町独自の緊急支援策を講ずることとし、関連する補正予算を今5月会議に提出いたしました。

まず、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の柱である、国民に一律10万円を給付する特別定額給付金事業のほか、感染拡大予防策として、使い捨て（不織布）マスクを町で一括購入するめどが立ちましたので、町内全ての世帯へ配布し、安全・安心の確保に努めます。

この2つの事業は、早急な事業着手を要したため予算措置が必要となりましたので、4月30日付で補正予算の専決処分をさせていただいております。

次に、子育て支援策といたしましては、児童手当の受給者に1万円を上乗せして支給する子育て世帯臨時特別給付金事業のほか、町独自事業として子育て応援臨時給付金を創設し、町内在住の18歳までの子供1人につき1万円を給付し、保育園等の登園自粛や学校の臨時休業等で経済的な負担が増加する子育て世帯を幅広く支援いたします。

当初は、小中学校の臨時休業に伴う学校給食の停止による経済的負担を軽減するため、中学生までを対象とすることを検討しておりましたが、内灘町議会新型コロナウイルス対策本部から、議員報酬等を減額し、これらを財源として対象範囲を18歳までとするよう要望がございましたので、そのことを踏まえ再度検討した結果、対象範囲を拡充することといたしました。

あわせて、ひとり親家庭等へも1世帯当たり1万円を給付して、経済的な負担の軽減に努めてまいります。

また、休業要請等により経営環境が悪化する町内事業者への支援策として、県事業の新

型新型コロナウイルス感染拡大防止協力金のほか、町では、事業持続化緊急支援給付金制度を創設し、前年同期の売上高の減少率が3割以上5割未満となった町内事業者を対象として給付金を支給し、国の持続化給付金の対象とならない事業者を町独自で支援し、事業の継続を後押しいたします。

国及び県による支援に加え、こうした町独自の感染拡大予防支援策、子育て・ひとり親等支援策及び事業者支援策を講ずることによって、町民の皆様とこの難局を乗り越えていこうと考えております。

先般、緊急事態宣言の期限が延長され新たな生活様式が提示されるなど、先が見通せない状況ではございますが、町民の皆様には引き続き、不要不急の外出自粛を要請するなど感染拡大防止にご協力をお願い申し上げますとともに、一人一人ができることを実践していくことが、一日も早い収束につながるものと信じてやまないものでございます。

それでは、ただいまから提出議案に対する提案理由の説明を申し上げます。

**議案第31号から議案第39号**までの9件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、本年3月31日に専決処分した令和元年度補正予算及び条例の一部改正について、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

**議案第31号** 令和元年度内灘町一般会計補正予算（第5号）につきましては、年度末に確定した歳入の補正並びに各種事務事業費の確定及び精算に伴う、歳出における不用額の減額などがございます。

**議案第32号から議案第36号**までの特別会計の補正予算につきましては、各種事務事業費の確定などに伴う所要の補正でございます。

**議案第37号** 内灘町税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、ひとり親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直しを行うほか、所有者不

明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、現に所有している者の申告を制度化するなど、所要の改正でございます。

**議案第38号** 内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、国民健康保険税の賦課限度額を引き上げるほか、低所得世帯の軽減措置に係る判定基準を拡大するなど、所要の改正でございます。

**議案第39号** 内灘町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、介護保険法施行令等の一部改正により、低所得者の介護保険料を軽減するための改正でございます。

**議案第40号** 専決処分の承認を求めることにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、本年4月30日に専決処分した令和2年度補正予算（第1号）について、議会に報告し、承認を求めるとでございます。

補正の内容につきましては、先ほどご説明しました新型コロナウイルス感染症緊急経済対策による特別定額給付金の支給に係る費用及び、町単独事業で行う感染予防用マスクを町内全世帯へ配布する費用を計上いたしました。

**議案第41号** 令和2年度内灘町一般会計補正予算（第2号）につきましては、新型コロナウイルス感染症対策関連予算として、歳入歳出それぞれ1億1,890万円を増額し、歳入歳出予算の総額を123億2,130万円とするものがございます。

歳出の主なものとしましては、先ほど申し上げました町独自の緊急支援策に係る費用のほか、民生費では、児童手当を受給する世帯に対し対象児童1人当たり1万円を支給する子育て世帯臨時特別給付金事業費を計上いたしました。

商工費では、町内商工事業者を支援するための県の新型コロナウイルス感染拡大防止協力金に係る町負担金のほか、事業持続化緊急

支援給付金を計上いたしました。

消防費では、感染を予防するため、救急隊員の活動服等を殺菌する消防器具購入費を計上し、教育費では、小中学校の臨時休業による学校給食の中止に伴う違約金を計上いたしました。

歳入の主なものとしましては、新型コロナウイルス感染症対策事業等に係る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を計上しております。

**議案第42号** 常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルス感染症対策費の財源の一部に充てるため、町長、副町長及び教育長の給料月額を、本年5月分から向こう11か月にわたり1割減額する改正でございます。

**議案第43号** 請負契約の締結につきましては、内灘町立小中学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事において、制限付一般競争入札の結果、落札した企業と契約を締結するため、議会の議決を求めるとでございます。

**議案第44号** 請負契約の締結につきましては、大根布小学校大規模改修工事（建築・I期）において、制限付一般競争入札の結果、落札した企業と契約を締結するため、議会の議決を求めるとでございます。

**議案第45号** 請負契約の締結につきましては、内灘町文化会館改修工事（第3期）において、制限付一般競争入札の結果、落札した企業と契約を締結するため、議会の議決を求めるとでございます。

**議案第46号** 財産の取得につきましては、不織布マスク（50枚入り）1万2,000箱の購入において、随意契約した企業と契約を締結するため、議会の議決を求めるとでございます。

以上、今回提出いたしました議案についての提案理由並びにその概要でございます。

何とぞ慎重にご審議いただき、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げます。



ついて〔内灘町税条例等の一部を改正する条例について〕は、妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第40号専決処分の承認を求めることについて〔令和2年度内灘町一般会計補正予算（第1号）〕第1条歳入歳出予算の補正中、歳入全部、歳出2款総務費1項総務管理費については、妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第41号令和2年度内灘町一般会計補正予算（第2号）第1条歳入歳出予算の補正中、歳入全部、歳出1款議会費1項議会費、2款総務費1項総務管理費、7款商工費1項商工費、9款消防費1項消防費については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第42号常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第46号財産の取得について〔不織布マスク（50枚入り）12,000箱〕は、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

以上をもちまして本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

令和2年5月12日

総務産業建設常任委員会委員長 七田満男  
○議長【中川達君】 清水文雄文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長 清水文雄君 登壇〕  
○文教福祉常任委員長【清水文雄君】 令和2年内灘町議会5月会議において、文教福祉常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、教育長及び関係部課長からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第31号専決処分の承認を求めることについて〔令和元年度内灘町一般会計補正予算（第5号）〕第1条歳入歳出予算の補正中、歳出2款総務

費3項戸籍住民基本台帳費、3款民生費1項社会福祉費、2項児童福祉費、4款衛生費1項保健衛生費、2項清掃費、10款教育費1項教育総務費、2項小学校費、3項中学校費、4項社会教育費、5項保健体育費の各款項については、妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第33号専決処分の承認を求めることについて〔令和元年度内灘町新エネルギー事業特別会計補正予算（第2号）〕、議案第34号専決処分の承認を求めることについて〔令和元年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）〕、議案第35号専決処分の承認を求めることについて〔令和元年度内灘町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）〕、議案第36号専決処分の承認を求めることについて〔令和元年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第5号）〕の4議案につきましては、いずれも妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第38号専決処分の承認を求めることについて〔内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について〕は、妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第39号専決処分の承認を求めることについて〔内灘町介護保険条例の一部を改正する条例について〕は、妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第41号令和2年度内灘町一般会計補正予算（第2号）第1条歳入歳出予算の補正中、歳出3款民生費1項社会福祉費、2項児童福祉費、10款教育費1項教育総務費、5項保健体育費の各款項については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第43号請負契約の締結について〔内灘町立小中学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事〕、議案第44号請負契約の締結について〔大根布小学校大規模改修工事（建築・I期）〕、議案第45号請負契約の締結について〔内灘町文化会館改修工事（第3期）〕の

3議案については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

令和2年5月12日

文教福祉常任委員会委員長 清水文雄

○議長【中川達君】 各常任委員長の報告が終わりました。



#### ○質 疑

○議長【中川達君】 各常任委員長の報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【中川達君】 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



#### ○討 論

○議長【中川達君】 次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【中川達君】 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



#### ○表 決

○議長【中川達君】 これより議案の採決に入ります。

まず、議案第31号専決処分の承認を求めることについて〔令和元年度内灘町一般会計補正予算（第5号）〕を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案承認であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立全員であります。よって、議案第31号は原案のとおり承認されました。

○議長【中川達君】 次に、議案第32号専決

処分の承認を求めることについて〔令和元年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）〕、議案第33号専決処分の承認を求めることについて〔令和元年度内灘町新エネルギー事業特別会計補正予算（第2号）〕の2議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案承認であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立全員であります。よって、議案第32号、議案第33号の2議案は原案のとおり承認されました。

○議長【中川達君】 次に、議案第34号専決処分の承認を求めることについて〔令和元年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）〕、議案第35号専決処分の承認を求めることについて〔令和元年度内灘町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）〕、議案第36号専決処分の承認を求めることについて〔令和元年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第5号）〕の3議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案承認であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立全員であります。よって、議案第34号、議案第35号、議案第36号の3議案は原案のとおり承認されました。

○議長【中川達君】 次に、議案第37号専決処分の承認を求めることについて〔内灘町税条例等の一部を改正する条例について〕を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案承認であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立全員であります。よって、議案第37号は原案のとおり承認されました。

○議長【中川達君】 次に、議案第38号専決処分の承認を求めることについて〔内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について〕を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案承認であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立全員であります。よって、議案第38号は原案のとおり承認されました。

○議長【中川達君】 次に、議案第39号専決処分の承認を求めることについて〔内灘町介護保険条例の一部を改正する条例について〕を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案承認であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立全員であります。よって、議案第39号は原案のとおり承認されました。

○議長【中川達君】 次に、議案第40号専決処分の承認を求めることについて〔令和2年度内灘町一般会計補正予算（第1号）〕を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案承認であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり

決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立全員であります。よって、議案第40号は原案のとおり承認されました。

○議長【中川達君】 次に、議案第41号令和2年度内灘町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立全員であります。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

○議長【中川達君】 次に、議案第42号常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立全員であります。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

○議長【中川達君】 次に、議案第43号請負契約の締結について〔内灘町立小中学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事〕、議案第44号請負契約の締結について〔大根布小学校大規模改修工事（建築・I期）〕、議案第45号請負契約の締結について〔内灘町文化会館改修工事（第3期）〕の3議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立全員であります。よって、議案第43号、議案第44号、議案第45号の3議案は原案のとおり可決されました。

○議長【中川達君】 次に、議案第46号財産の取得について〔不織布マスク（50枚入り）12,000箱〕を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立全員であります。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。



#### ○議案の上程

○議長【中川達君】 日程第6、議会議案第1号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。



#### ○提案理由の説明・質疑・討論の省略

○議長【中川達君】 お諮りいたします。本議案につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思ます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【中川達君】 ご異議なしと認めます。よって、議会議案第1号は、提案理由の説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。



#### ○表 決

○議長【中川達君】 これより議案の採決に入ります。

議会議案第1号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立全員であります。よって、議会議案第1号は原案のとおり可決されました。



#### ○閉議・散会

○議長【中川達君】 以上で今5月会議に付議されました議件は議了いたしました。

よって、令和2年内灘町議会5月会議を散会いたします。

皆様、ご苦労さまでございました。

午後6時26分散会